

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、私の結婚直前に、父が一括して納付してくれたはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「納付記録」によると、申立期間のうち昭和 41 年 7 月から 43 年 3 月までは納付済みと記録されている上、A 町役場の申立人の被保険者名簿には特例納付を意味する「附 13」の記載があり、申立人の父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、20 歳となった昭和 41 年 \* 月に国民年金に加入以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、種別変更及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの期間及び58年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年6月まで  
② 昭和58年2月から同年3月まで

昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料は、任意加入した直後にA区で納付し、58年2月及び同年3月の保険料は、B市転入前後の期間で口座振替の手続が間に合わず、市役所の窓口か金融機関にて納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月の任意加入以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、申立期間①は3か月、申立期間②は2か月と短期間であり、申立期間前後は納付済みとなっている。

また、申立人は、住所変更手続や口座振替変更手続を適正に行っているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

私は、18歳から両親と3人で農業をしており、父が四半期ごとに3人分の国民年金保険料を農協のA支所で納付しており、申立期間の昭和41年1月から同年3月までの3か月間、両親は納付済みの記録となっているのに、私だけが未納の記録となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和40年\*月に国民年金に加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、種別変更を適正に行っている上、前納制度を利用してなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について、すべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同市役所から委託された集金人に納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「国民年金保険料領収カード」には、申立期間を含む昭和45年度欄にA市役所から委託された集金人の印鑑が押印されている。

また、申立人は、昭和44年4月以降の国民年金の被保険者期間については、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私の妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所から委託された集金人に納付したはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「国民年金保険料領収カード」には、申立期間を含む昭和45年度欄にA市役所から委託された集金人の印鑑が押印されている。

また、申立人は、昭和44年4月以降の国民年金の被保険者期間については、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から41年3月まで  
③ 昭和59年4月から平成2年3月まで

申立期間①については、A市の事業所に住み込みで働いていたとき、事業主夫婦が夫婦の分と私の国民年金保険料を集金人に納付した。申立期間②の当時はB町の実家に戻り、母が地区の集金の係の人に納付した。申立期間③については、C市で夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたが、平成2年4月から集金人が来なくなり納付書も届かなくなったので年金をもらえる年数分を納付したのだと思った。2年3月までは確実に納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると昭和36年3月の時点で事業主夫婦と申立人の3人に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間①において事業主夫婦の納付記録は納付済みであることから申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったというのは不自然である。

一方、申立期間②については、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳に申立人がB町へ転出した旨の記載は無い上、B町において申立人の手帳記号番号が新規に払い出された形跡は見当たらず、保険料をB町に納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は保険料の納付に直接関与していなかったとしており、申

立期間②の保険料を納付したとする申立人の母からは高齢のため事情を聴取することができないことから保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間③について、申立人は「結婚後、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたが、途中集金人が来なくなり、また、納付書も同時に来なくなったので受給に必要な年数を確保したためだろうと思った。」と申述しているが、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、夫婦共に未納となっていることから、申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から51年4月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から54年3月まで

私は、昭和36年11月に平成元年11月までの全期間の国民年金保険料を前納し、保険料が増額改定されるたびに差額分の保険料を納付していた。昭和43年4月から54年3月までA市に勤務し共済年金に加入していたが、その期間に重複して納付していた国民年金保険料の還付を受けた覚えが無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度発足当時の昭和36年4月から国民年金保険料を納付し、同年11月に平成元年11月までの国民年金加入全期間の保険料を前納している上、共済年金加入期間においても増額改定に伴う差額保険料を納付していたことが確認でき保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所に還付整理簿は保管されておらず、社会保険庁の特殊台帳から「還付49.7～49.9まで3,900円」及び「還付43.4～51.4まで46,650円」の記載は確認できるものの、支払決議日の記載がないことから、保険料が還付されていたとは考え難い。

一方、社会保険庁の記録では、60歳までの全期間前納された保険料の納付額を改定保険料により納付した場合の最終納付済期間は昭和51年4月までとなっており、申立期間である共済年金期間のうち51年5月から54年3月までの保険料の納付記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和43年4月から51年4月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年3月まで

私は、昭和61年3月に短期大学を卒業後、しばらくして母親から国民年金への加入を勧められ、A市役所で加入手続をした。その際、さかのぼって納付できると市役所で言われ、数枚の振込用紙を受け取り、銀行で納付した。私の年金記録が6か月も未納とされていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の第3号被保険者資格取得の電算処理が昭和62年10月に行われていることから、申立人は、同年10月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、その時点で申立期間は過年度納付が可能である。

また、A市役所が保管する申立人の被保険者名簿により、申立期間直前の昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料については、63年10月31日に過年度納付されていることが確認でき、その時点で申立期間についても過年度納付が可能である上、申立人が昭和63年度の保険料をすべて現年度納付していることを踏まえると、先に時効が到達する過年度分の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後に未納は無く、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は自営業だったので、国民年金は税金と同じく必ず支払わなくてはならないものと思い、納付していた。3 か月ごとくらいに集金に来ていた市の職員に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得してから、申立期間及び昭和 49 年度の申請免除期間を除き、平成 11 年 9 月に厚生年金保険に加入する前月までの国民年金保険料を納付し続けている上、平成 3 年に設立された国民年金基金にその年の 6 月に加入しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②に挟まれた昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間が納付済みで、申立期間の前後は長期間納付済みである上、社会保険庁の記録により、昭和 59 年度及び 60 年度については、申立期間を除く納付済期間は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、それぞれ 6 か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年2月まで  
② 平成5年6月から同年7月まで

私は、平成7年1月から10年間、A区の国民年金保険課に徴収委託員として勤務していた。その採用の折に、国民年金、税金及び国民健康保険等の滞納があった場合は採用できないと区の職員から説明を受けており、申立期間が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間、免除期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料を納付し続けており、特例納付制度や追納制度を利用し、過去の未納期間や免除期間についても後から納付するなど、納付意識が高かったと認められる。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間②直前の平成5年4月及び5月の保険料は、7年4月19日に過年度納付されていることが確認でき、その時点で申立期間②についても過年度納付が可能であることから、2か月と短期である申立期間②を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、その直前の期間が法定免除となっているところ、社会保険庁の記録により、昭和59年3月19日付けで、58年6月30日に法定免除理由が消滅した旨の処理が行われている上、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が59年3月13日に国民年金に任意加入していることが確認できることを踏まえると、申立人が任意加入を申し出た際に、申立人の夫の就職が判明し、法定免除の理由が無くなったとして、

さかのぼって法定免除の取消しが行われたものと推認でき、その結果、申立期間①は、任意未加入期間となったもので、取消処理が行われた59年3月時点では、制度上、保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
私は、昭和45年3月に勤めを辞めた後、同年4月から60歳になるまで国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付したのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を強制で取得した昭和45年4月以降、同年9月に結婚後も任意加入し、第3号被保険者となる前月の61年3月まで申立期間を除き国民年金保険料を納付し続け、その夫の定年退職後の平成16年8月から60歳になる前月の同年\*月までの保険料を納付していることから、年金制度への理解と納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は昭和48年12月に、A県B市にあった夫の会社の寮からC市に転居しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の記載により、国民年金の住所変更届は50年4月24日に届出られたことが確認できるが、申立人の夫は、旧住所に届いた郵便物を会社で受け取ったことが何回かあると証言しており、申立期間直後の昭和49年度の保険料がB市発行の納付書により現年度納付されていることを踏まえると、申立期間の保険料は3か月と短期でもあり、納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間を含む昭和48年度の保険料は、当初未納とされていたものが、昭和48年4月から同年12月までについては、申立人が所持する領収証書により、同年12月27日にC市内の金融機関で一括して納付されたことが確認できたことから、平成20年2月15日に記録追加されたものであり、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年5月31日まで

私は、昭和53年1月23日に、それまで勤務していたC社に在籍したまま、A社に出向し、同年3月31日にC社を退職、同日A社に転籍し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間が未加入と記録されていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務（昭和53年4月1日にC社からA社に転籍）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA局（現在は、B社C支社）における資格取得日に係る記録を昭和41年3月1日、資格喪失日に係る記録を42年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から42年3月1日まで

私は、D社A局に臨時雇用員として、昭和41年3月1日から42年2月末日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が42年3月からしかない。申立期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤務していたと主張するD社の人事記録等の管理を継承しているE組合が保管する申立人の職歴カードには、昭和41年3月1日から42年2月28日まで申立人が臨時雇用員としてD社A局に勤務し、同年3月1日にE共済組合に加入すべき準職員となったことが記録されている。

また、E組合は、申立期間当時、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に基づき、臨時雇用員については、厚生年金保険の適用対象であったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて、不明であると回答しているが、申立期間の被保険者名簿の整理



番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録から申立人の記録が欠落したとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人について被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年12月16日まで  
ねんきん特別便が来たので社会保険事務所に被保険者記録を照会したところ、私がA社に勤務していたときの標準報酬月額が50万円から8万円に変更されていることを知った。当時は約50万円の給与をもらっていたため、適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年1月16日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月半後の同年3月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年4月から同年11月までの期間について50万円から8万円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日より1か月前の3年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本店における資格取得日に係る記録を昭和26年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月30日から同年7月3日まで

私は、昭和23年8月1日にD社に入社し、数度の合併を経てB社となった後も引き続き平成6年11月29日まで継続して勤務しており、申立期間においてA社E支店から同社C本店へ転勤したが、この間の記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保有する履歴簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和26年6月30日にA社E支店から同社C本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月から60年10月まで、継続してA社に勤務していて、厚生年金保険の加入期間に空きは無いはずなので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者台帳及びC健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和26年7月1日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年8月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和26年7月1日とすべきA社B支店における資格取得日を、誤って同年8月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年3月31日まで  
社会保険事務所で被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた平成4年1月1日から5年3月31日までの標準報酬月額が、著しく低い額となっていることが分かった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年5月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年1月から5年2月までの期間について53万円から8万円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、平成4年10月5日から代表取締役<sup>だいひやくしやくとくぎやく</sup>に就任していることが確認できるが、当該事業所が適用事業所でなくなる前月の5年2月9日に解任され、同年3月10日に取締役を辞任しているところ、申立人の「前社長が株主から逃げたので代表取締役に選任されたが、前社長派と対立して解任され、3月10日に辞表を提出して会社を辞めた。」旨の供述とも符合しており、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正には関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年5月11日まで  
平成9年11月から10年4月まで、私は約28万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が15万円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、A社の取締役でなく、標準報酬月額が引き下げられていることも知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する28万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年12月1日）より後の11年1月25日付けで、9年11月から10年4月までの標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人が当該事業所の取締役でなかったことが確認できる上、事業主及び同僚の供述から、申立人が標準報酬月額の遡及訂正手続きに関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、28万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年5月11日まで  
平成9年11月から10年4月まで、私は約28万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が15万円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私は、A社の取締役でなく、標準報酬月額が引き下げられていることも知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する28万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年12月1日）より後の11年1月25日付けで、9年11月から10年4月までの標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人が当該事業所の取締役でなかったことが確認できる上、事業主及び同僚の供述から、申立人が標準報酬月額の遡及訂正手続きに関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、28万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年5月から8年9月までは59万円に、同年10月から9年3月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年4月2日まで

私の平成7年5月から9年3月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、正当なものに戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年4月2日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月半後の同年5月23日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年5月から8年9月までの期間については59万円から9万2,000円に、同年10月から9年3月までの期間については30万円から9万2,000円にそれぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、「標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無い。」と主張している上、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正処理は、同社がB地方裁判所による破産宣告を受けた平成9年4月18日より約1か月後に行われており、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして



は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、7年5月から8年9月までは59万円、同年10月から9年3月までは30万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 1 日から同年 7 月 7 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 支店における資格取得日に係る記録を 35 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 7 月 7 日まで

申立期間①については、私は、昭和 18 年 10 月 1 日に D 社に事務職の正社員として入社した。厚生年金保険被保険者証によると、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得しているため、厚生年金保険の加入記録が同年 10 月 1 日からとなっているのは納得できない。

申立期間②については、私は、昭和 28 年 4 月 15 日に A 社に入社し、平成 6 年 6 月 29 日に常任顧問を退任するまで 40 年以上にわたって同社に継続して勤務した。昭和 35 年 4 月 11 日付けで、同社本社から同社 C 支店に転勤となったとき、同社本社の資格喪失日が 35 年 5 月 1 日、同社 C 支店の資格取得日が同年 7 月 7 日となっており、2 か月間の記録漏れとなっているため、訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、事業主から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 35 年 4 月 11 日に同社本社から同社 C 支店に異動発令、厚生年金保険の適用は同年 5 月 1 日）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 35 年 7 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、事務職及び女性職員を被保険者対象とする厚生年金保険法が昭和19年6月1日に施行され、同年10月1日から厚生年金保険料の徴収事務が開始されているところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した日が同年6月1日となっているが、厚生年金保険料の徴収事務開始日である同年10月1日より前の期間であり、保険料の徴収が行われていなかった期間であることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月16日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和32年2月18日に入社し、平成11年3月31日に退職するまで継続して勤務しており、昭和46年2月16日から同年3月1日までの厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した「厚生年金保険期間の記録証明書」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年4月まで  
社会保険庁の記録では、昭和42年1月から47年4月までが未納とされているが、その当時母が国民年金の加入手続や保険料納付をしていたはずである。43年3月から44年2月までの期間は厚生年金保険にも加入していたが、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間に係る国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母は既に亡くなっており、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年6月時点では、申立期間のうち45年3月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び59年4月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで  
② 昭和59年4月から平成2年3月まで

①昭和36年4月に、今は亡き実家の長兄が私の国民年金の加入手続を行い私の国民年金保険料を納付した。②A市で夫婦二人分の保険料を妻が集金人に納付していたが、平成2年4月から集金人が来なくなり納付書も届かなくなったので年金をもらえる権利ができたからだと思った。2年3月までは確実に納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の長兄、長兄の妻及び次兄の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月にB町で3人連番で払い出されているが、前後の番号に欠落している番号は無い上、B町において申立人の番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は国民年金加入手続及び納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び納付に関与したと申立人が主張する申立人の長兄の納付状況は、納付済みである昭和37年度を除き申立期間①は免除となっており、長兄はすでに亡くなっているため、詳しい事情を聴取することができないことから国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は昭和38年3月にA市に転入したことが住民票で確認でき、住民登録のない市町村に保険料を納付することはできず、申立人の主張は不自然である。

2 申立期間②について、申立人は「結婚後、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたが、途中集金人が来なくなり、また、納付書も同時に来なくなったので受給に必要な年数を確保したためだろうと思った。」と申述しているが、申立期間当時の保険料の納付方法について記憶が曖昧であり、夫婦共に未納となっていることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年9月まで

私は、国民年金に加入していないことが分かり途中から加入した。A市役所のB出張所の方が国民年金保険料を計算してくれたので、兄からお金を借りてまとめて保険料を納めた。申立期間の昭和36年4月から49年9月までの保険料を納付したのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和52年1月であることが確認でき、その時点において申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない（その後、特例納付した場合を除く。）期間である上、国民年金被保険者台帳及び提出された年金手帳によると42年9月に強制加入被保険者として資格取得したことが確認でき、申立期間のうち36年4月から42年8月までは任意加入の対象となる未加入期間であることから、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料について自分でまとめて納付したと主張しているが、申立人は、納付した保険料額の記憶が全く無く、保険料額の特定が困難な上、納付時期等の具体的な記憶も無く、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、A市役所の被保険者名簿によると、申立人は昭和52年1月25日に、その時点で過年度納付及び現年度納付が可能であった49年10月から52年3月までの保険料を一括して納付していることが確認でき、保険料



額の記憶も無いことを考え併せると、申立人の記憶はこの際の記憶であるものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から45年3月まで

私が20歳になったとき、父がA市役所で国民年金の加入手続をし、ずっと国民年金保険料を払ってくれていた。当時、私は家業の仕事に従事しており、保険料の集金は町会の役員が3か月ごとに来ていた。当時持っていた国民年金手帳は現在の手帳より色が濃かったと思う。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月27日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、申立人が所持する国民年金手帳に同年12月12日発行と記載されていることから、申立人の加入手続は同年12月ごろに行われ、申立人が20歳になる前日の38年\*月\*日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立期間に係る氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、加入手続が行われた昭和45年12月時点で、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私の夫は、昭和59年7月から海外勤務となり、私も夫を追って60年2月に日本を出国し、62年10月に夫とともに帰国した。私は、国民年金に任意で加入後、すべての期間の国民年金保険料を納付しており、日本を出国するときも、同居していた義父に保険料の納付をお願いしていたので、外国滞在中で申立期間の一年間だけが未加入となっていることが納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年2月に国外転出しているところ、当時は、国外在住者は国民年金の適用除外であり、申立人が所持する国民年金手帳及びA市が保管する被保険者名簿により、申立人は、昭和60年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、制度上、申立期間は国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、昭和60年2月から62年10月までの国外在住期間のうち、1年間のみが未加入となっていることに疑義を持っているが、60年2月及び3月の保険料は、既に発行済みの昭和59年度の納付書で納付が可能であったと考えられ、61年4月からは国民年金の制度改正により、配偶者が厚生年金保険加入者であれば、国内、国外在住を問わず、第3号被保険者となることが可能であることから、社会保険庁の記録に不自然さは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から平成12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から平成 12 年 3 月まで

私は昭和 47 年 3 月に会社を退職後、フリーで働いていた。国民健康保険の加入手続をしたとき、同時に国民年金の加入手続もした。以降、引越しの際にも住民登録の手続と同時に国民年金の手続も行い、国民年金保険料の納付を続けてきたので申立期間について未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月の退職後に国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、国民年金に初めて加入した場合、国民年金手帳が交付され、毎年郵送される納付書で国民年金保険料を納付することになっているところ、申立人は、国民年金手帳が交付されたことも保険料の納付書が郵送されたことも無いとしており、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人が申立期間において最も長く居住していたA市B区において、申立人が国民年金に加入したことを示す記録は無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から19年9月24日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険については、昭和20年7月28日に脱退手当金が支給されたと記録されているが、受領した覚えは無く、支給されたとする日はすでに退職して同社には不在であったので支給されるはずが無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、いわゆる短期脱退手当金が支給されたこととされているところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給金額、資格期間、支給日など具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 22 日から 46 年 9 月 1 日まで  
申立期間については、私は、A社B支店にて営業販売員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚及び業務内容に関する申立人の供述から、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時の厚生年金保険資格取得者に申立人の氏名の記載は無く、申立人が挙げた同僚も厚生年金保険の資格記録は無い。

また、申立人の厚生年金保険の適用等について事業主に照会したところ、「厚生年金基金の加入員記録に申立人の氏名は存在せず、申立人は申立期間当時、委任販売員であったと思われる。委任販売員は現在でも社会保険及び雇用保険に加入しておらず、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで  
私の勤務したA社（現在は、B社）は、就職時より順調に発展を続け、給料も毎年上昇し減額されることはなかった。  
私の標準報酬月額が下がることはあり得ないので、申立期間前後の標準報酬月額と同額の 30 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る履歴台帳及び退職経歴台帳により、申立人は、昭和 54 年 10 月 29 日に同社C（外国）支店から同社本社D部に異動、57 年 4 月 1 日に管理職へ昇格、同年 6 月 1 日に同社本社から同社E（外国）出張所へ異動していることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和 55 年 2 月に 30 万円から 18 万円に、57 年 7 月に 19 万円から 30 万円に、同年 9 月に 30 万円から 36 万円に、それぞれ月額変更処理されている。

また、B社は、海外勤務時の報酬は国内勤務の約 5 割増しであると説明し、申立人も、海外勤務の際は、諸手当が海外地域別基本給の 35% から 40% 程度支給されたと供述しているところ、申立期間の月額変更は、海外勤務から国内勤務になったことに伴う報酬の減額であり、その直後の増額は昇格及び国内勤務から海外勤務になったことに伴うものと推認できる。これらの当該月額変更の時期は、申立人の異動又は昇格の時期の 3 か月後となっており、標準報酬月額の随時改定は、固定的賃金の変動後、継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額が現在の等級と 2 等級以上の差が生じたときに行われるものであることを踏まえると、事務処理上の不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事

業主から控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年1月1日まで  
② 昭和47年7月30日から同年10月2日まで

私は、昭和39年8月から56年9月までA社（その後、B社に名称変更）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険加入期間途中で未加入期間が2回あり、納得できないので確認して訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①及び②においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録により、昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、41年1月1日に再び適用事業所になった後、47年7月30日に再度適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立人が同年10月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したB社は、同日に新規適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①及び②において、A社及びB社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人と同様、当該事業所において継続して勤務し申立期間①及び②において厚生年金保険の記録が欠落している者が4名おり、連絡が取れた2名のうちの1名は、「私は、総務で社会保険・給与関係を担当していた。会社は差押えされたこともあり、操業がストップしてしまい、社会保険もストップさせたことがある。」と供述し、残りの1名は、「当該事業所は偽装倒産のようなことが何度かあり、途中何度か厚生年金保険の加入期間が切れた。」と供述している。

さらに、申立期間①当時、A社に勤務していた同僚1名は、当該期間の記録が欠落しており、「その間は、会社が倒産し解雇されており、給与の

支給もなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 14 日から 55 年 2 月 4 日まで  
私は、昭和 54 年 10 月 14 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、57 年 4 月 7 日に退職するまで、厚生年金保険に加入していたはずであるが、54 年 10 月 14 日から 55 年 2 月 4 日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が昭和 54 年 10 月 14 日に A 社に同時に採用されたとして挙げた同僚二人について、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に 55 年 2 月 4 日と記録されている。

また、B 社は、「申立期間当時の慣例として、営業担当社員として入社した場合、大体 3 か月間の試用期間を経た後、本社が営業所ごとに取りまとめて、資格取得手続を行っていたことから、申立人の申立てどおりの資格取得に関する届出及び保険料の納付は行わなかった。」と回答している上、当該事業所が保有する被保険者台帳の厚生年金保険の資格取得日は、申立人及び同僚二人とも 55 年 2 月 4 日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 8 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 7 日から 48 年 2 月 1 日まで勤務した A 社の厚生年金保険被保険者期間の 47 か月分については、脱退手当金として 7 万円から 8 万円を受給したが、同年 2 月 8 日から 51 年 4 月 1 日まで勤務した B 社の厚生年金保険被保険者期間の 38 か月分については、脱退手当金の請求も行っていないし受給した覚えも無いので、受給したとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の直前に勤務した A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の「給・脱」欄に特段の記載は無いが、申立期間の B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の「給・脱」欄の「脱」が丸印で囲まれており、当該事業所を退職後に提出された脱退手当金の裁定請求書に基づき記載されたものと考えられる。

また、申立人は、脱退手当金の受給額については、7 万円から 8 万円であったと主張しているところ、A 社の厚生年金保険被保険者期間のみを計算の基礎として脱退手当金の法定支給額を計算してみると 2 万 8,263 円となり、受給したとする金額と大きく異なるが、A 社と B 社の厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の法定支給額は 9 万 1,411 円となり、受給したとする金額とおおむね一致する。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 51 年 6 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
私は、平成 5 年 1 月から同年 10 月までの間、30 万円の月給をもらっていたので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 5 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 1 か月後の同年 12 月 21 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が同年 1 月から同年 10 月までの期間について 30 万円から 12 万 6,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の取締役経理部長として同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、閉鎖登記簿謄本及び事業主の供述により認められる。

また、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正手続きに関与していたことを認めている上、事業主も、当時、当該事業所の代表者印を申立人に預けていたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役経理部長として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、中学校を卒業してすぐにA町（現在は、B市）にあるC事業所に、昭和38年4月から40年3月まで勤務した。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いということだが、調べて私の記録を見つけてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の証言により、申立人が申立期間において、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、B市を管轄するD地方法務局E出張所でも法人登記が確認できず、F商工会においても所在が確認できない。

また、元同僚は、「G区にあった『H事業所』を退職後、居住地に近いB市のC事業所に勤めたもので、両事業所の関係は分からない。」と説明しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間を含む昭和37年11月から40年8月まで、H事業所（G区）において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、両事業所は関連会社である可能性が考えられる。

このため、社会保険事務所が保管するH事業所（G区）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無いことが確認できた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月から同年7月まで  
② 昭和26年8月から同年12月まで  
③ 昭和27年4月から28年1月17日まで  
④ 昭和28年10月から29年2月まで  
⑤ 昭和29年3月から同年7月まで  
⑥ 昭和30年3月から同年9月まで  
⑦ 昭和31年9月から33年10月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に、申立期間⑥はF社に、それぞれ勤務し、申立期間⑦はG社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、勤務先の名称、場所及び勤務時期等を詳細に述べていることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた3名の元同僚は連絡先が不明であり、ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、勤務先の名称、場所、勤務時期等を詳細に述べていることから、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿において、申立期間②に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、申立人は元同僚を記憶していないことから、同社の関係者から証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社で申立期間③直後の昭和28年1月17日に被保険者資格を取得していることから、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、申立人が被保険者資格を取得した昭和28年1月17日に、厚生年金保険の新規適用事業所（適用事業所名は「H社」）となっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所でない。

また、C社は、昭和29年2月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立期間③当時の勤務実態は不明である上、申立人は元同僚を記憶していないことから、同社の関係者から証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、申立人は、勤務先の名称、場所、勤務時期等を詳細に述べていることから、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するD社の被保険者名簿において、申立期間④に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、D社は、昭和47年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立期間④当時の勤務実態は不明である上、申立人は元同僚を記憶していないことから、同社の関係者から証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、勤務先の名称、場所、勤務時期等を詳細に述べていることから、申立人がE社に勤務していたことは推認でき



る。

しかし、社会保険事務所が保管するE社の被保険者名簿において、申立期間⑤に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、申立人は元同僚を記憶していないことから、同社の関係者から証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑥については、申立人は、勤務先の名称、場所、勤務時期等を詳細に述べていることから、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するF社の被保険者名簿において、申立期間⑥に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、上記名簿で当該期間に氏名の記載がある元同僚は、「3か月から半年くらいの試用期間があって、自分は入社から3か月後に正社員になった。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 申立期間⑦については、申立人は、勤務先の名称、場所、勤務時期などを詳細に述べていることから、申立人がG社（現在は、I社）に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するI社の被保険者名簿において、申立期間⑦に係る健康保険整理番号は連番で欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、申立人が挙げた元同僚（1名）からは申立人に係る厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができず、ほかに申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から昭和39年5月1日まで  
私は、申立期間においてA市（現在は、B市）Cに所在したD事業所に勤務していた。年金記録をみると、この期間が抜けているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立期間当時、A社市に所在する「D事業所」は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、事業主や同僚についての記憶が無く、関係者から証言を得ることができないため、当該事業所における申立人の勤務の実態は不明である。

なお、B市に所在する当該事業所と名称が類似する「E事業所」の閉鎖登記簿謄本により、同社が明治34年に登記されていることが確認できるが、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は「E事業所」及びその商号使用者について記憶が無く、商号使用者とも連絡が取れないため、「D事業所」との関係は不明である。

このほか、申立人に係る申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。